

熊本県の産業振興施策のための寄附に係る感謝状贈呈要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「熊本県の産業振興施策のための寄附要領」（平成19年10月1日制定）に基づき、熊本県の産業振興施策のための寄附を行った法人、その他の団体及び個人に対する感謝状贈呈の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈対象者)

第2条 感謝状を贈呈する対象者については、10万円以上の金額の寄附金を県に納入した法人、その他の団体及び個人のうち、感謝状の贈呈を希望する者（以下「被贈呈者」という。）とする。

(感謝状)

第3条 感謝状は、別紙を参考に作成するものとする。

(感謝状の贈呈方法)

第4条 感謝状贈呈の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、被贈呈者の申し出等がある場合は、これによらず、郵送またはその他の手段により贈呈することができる。

- (1) 金額1,000万円以上の寄附を行った被贈呈者に対しては、知事が、感謝状を手交する。
- (2) 金額100万円以上1,000万円未満の寄附を行った被贈呈者に対しては、商工労働部長が、感謝状を手交する。
- (3) 金額100万円未満の寄附を行った被贈呈者に対しては、郵送その他の手段により贈呈する。

(感謝状の贈呈を行う場所)

第5条 感謝状の贈呈を行う場所は、被贈呈者の意向を踏まえ、熊本県本庁舎内、県の機関又はその他県が感謝状の贈呈を行うにふさわしいと認める場所において行うものとする。

(感謝状の贈呈時期)

第6条 感謝状の贈呈を行う時期については、県が被贈呈者の意向を踏まえて決定するものとする。

(被贈呈者の社名、氏名等の公表)

第7条 被贈呈者の法人名、団体名、氏名、寄附金額及び感謝状贈呈を行う場所、時期等の公表については、被贈呈者の意向を踏まえて行うものとする。

(その他)

第8条 この要領に抛りがたいときは別途検討を行い、取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月8日から施行する。

(別紙)

感謝状

〇〇〇〇様

貴社におかれましては、県の産業振興施策を推進するための貴重な寄附をいただき、誠にありがとうございます。県といたしましては、今後とも県内産業の振興に全力で取り組んで参ります。

この度の貴社の御厚意に深く感謝いたしますとともに、益々の御発展を祈念申し上げます。

元号 年 月 日

熊本県知事 〇〇〇〇